

大和市告示第13号

大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年1月18日

大和市長 大 木 哲

大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）の健全な運営、子育て支援の充実及び幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園等の運営費に係る経費に対して補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、別表に掲げる区分ごとに、それぞれ同表対象施設の欄に掲げる施設を運営する者による事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が、補助事業の実施に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条の子どものための教育・保育給付について本市が認定した保護者に代わり支払を受け、若しくは国、本市その他公共団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又はこれらを受けることが見込まれている場合は、前項の規定により算出した経費から当該給付及び補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費の実支出額又は同表補助基準額の欄に掲げる額のいずれか少ない方の額とする。

(準用)

第5条 この要綱による補助事業の申請、事業計画の中止、交付条件、事業実績の報告、仕入控除税額（大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）第5条第2項に規定する仕入控除税額をいう。）の確定に伴う補助金の返還及び書類の整備等については、

同要綱第5条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定を準用する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和3年度に実施する補助事業から適用する。

(大和私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大和私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第212号）

(2) 大和市私立幼稚園等職員研修費及び運営管理費補助金交付要綱（平成21年大和市告示第213号）

(3) 大和市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第43号）

(4) 大和市一時預かり支援事業補助金交付要綱（平成28年大和市告示第31号）

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

3 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）」を削る。

第3条第2項中「補助事業の実施に係る子ども・子育て支援法」を「、補助事業の実施に係る子ども・子育て支援法」に、「を本市」を「について本市」に改める。

第5条第2項中「以下同じ」を「」（以下単に「仕入控除税額」という）に改め、同項ただし書中「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る」を削る。

第6条の見出し中「変更」を「中止」に改め、同条第1項中「変更し、又は」を削り、「規則第8条第1項の規定により必要書類を市長に提出しなければ」を「その旨を市長に届け出なければ」に改め、同条第2項を削る。

第7条各号列記以外の部分を次のように改める。

規則第6条第2項の条件は、次に掲げるとおりとする。

第7条第1号中「予定」を「、予定」に、「のない」を「がなく」に、「受けなければならない」を「受けること」に改め、同条第2号中「把握しなければならない」を「把握すること」に改め、同条第3号中「及び」及び「。以下「適化法施行令」という。」を削り、「期間」の次に

「（以下「処分制限期間」という。）」を、「ならない」の次に「こと」を加え、同条第4号中「ある」の次に「こと」を加え、同条第5号中「図らなければならない」を「図ること」に改める。

第9条を削る。

第10条第2項中「補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては」を「第5条第2項の規定は」に、「に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る」を「場合（」に、「は、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。」を「限る。）について準用する。」に改め、同項ただし書を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出し中「消費税及び地方消費税に係る」を削り、同条第1項中「に消費税」の次に「及び地方消費税」を加え、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る」を削り、同条第2項中「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る」を削り、同条を第10条とする。

第12条第1項ただし書中「及び」を削り、「適化法施行令第14条第1項2号の規定により当該補助事業を所管する大臣が別に定める期間」を「処分制限期間」に改め、同条第2項中「場合には」の次に「、補助事業者に対し」を加え、同条を第11条とする。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

別表第1中「補助金基準表」を削り、同表保育士宿舍借り上げ支援事業費の項中「民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等」を「民間保育所等」に改め、同表3歳児受入れ等連携支援事業費の項中「、認定こども園及び幼稚園」を「及び認定こども園」に、「を閉所している、又は」を「に閉所し、又は当該年度に」に、「長期休業を設定している場合は、国保育対策要綱別表に規定する」を「期間閉所した場合は当該」に、「以上の長期休業を設定している場合は、」を「以上の期間閉所した場合は」に改め、同表延長保育事業費の項中「民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等」を「民間保育所等」に、「平成28年10月25日施行」を「平成28年11月7日付け次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について」別添」に改め、同表実費徴収に係る補足給付を行う事業費の項及び一時預かり事業費の項中

実費徴収に係る補足給付を行う事業費	民間保育所等
一時預かり事業費	

を

実費徴収に係る補足給付を行う事業費	民間保育所等
一時預かり事業費	民間保育所及び家庭的保育事業等

に

改め、同表施設等利用給付事務促進事業費の項を削り、同表保育士加配事業費の項中「民間保育

所、認定こども園及び家庭的保育事業等」を「民間保育所等」に改める。

別表第2中「第14条」を「第12条」に改める。

別表（第2条—第4条関係）

区分	対象施設	対象経費	補助基準額
1 3歳児受入れ等連携支援事業費	市内に設置された幼稚園	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国保育対策要綱」という。）第3項第18号に掲げる3歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な経費（国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）	国保育対策要綱別表に規定する基準額とする。ただし、常態的に土曜日に閉所し、又は当該年度に大和市の休日を定める条例（平成元年大和市条例第3号）に規定する休日（土曜日を除く。）以外に連続して7日以内の期間閉所した場合は当該基準額を2で除して得た額とし、連続して8日以上期間閉所した場合は補助金を交付しないものとする。
2 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業費	幼稚園	神奈川県子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業費等）交付要綱（平成27年9月3日施行。以下「長時間要綱」という。）第2条第2号に掲げる幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業を実施するために必要な経費（長時間要綱別表に規定する対象経費に限る。）	長時間要綱別表に規定する基準額とする。ただし、土曜日に閉所した場合は補助金を交付しないものとする。
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業費	幼稚園	神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年11月7日付け次育第542号神奈川県知事通知「平成28年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱等の制定について」別添。以下「支援要綱」という。）第2条第	支援要綱別表に規定する基準額とする。

		3号に掲げる実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施するために必要な経費（支援要綱別表に規定する対象経費に限る。）	
4 一時預かり（幼稚園型）事業費	私立幼稚園等	支援要綱第2条第11号に掲げる一時預かり事業を実施するために必要な経費（支援要綱別表に規定する対象経費に限るものとし、第2号に規定する対象経費を除く。）	支援要綱別表に規定する基準額とする。
5 特別支援教育費	市内に設置された私立幼稚園等	神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行。以下「特別支援要綱」という。）第4条に規定する補助対象経費	9,000円に各月に在籍する児童（特別支援要綱第4条に規定する障害児のうち、市内に居住する児童（月途中に入園し、若しくは退園し、又は転入し、若しくは転出した者を含む。）に限る。）の数を乗じて得た額とする。
6 一時預かり支援事業費	市内に設置された私立幼稚園等	神奈川県私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱（平成9年4月1日施行）第2条第2号に掲げる預かり保育又は支援要綱第2条第11号に掲げる一時預かり事業（以下「一時預かり」という。）を実施するために必要な経費（第2号及び第4号に規定する対象経費を除く。）	次の各号のいずれにも該当する場合は1,160円に一時預かりの年間延べ実施時間数を乗じて得た額とし、第1号から第3号までに該当し、かつ、第4号又は第5号のいずれかに該当しない場合は当該乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とする。 (1) 市内に居住する児童（第2号に掲げる補助金の算定の基礎となる児童を除く。）が在籍すること。 (2) 私立幼稚園等の園則（以下「園則」という。）に定める開園日において、概ね午後5時以

			<p>降まで一時預かりを実施すること。</p> <p>(3) 園則に定める長期休業日（夏季における盆等の諸行事のため勤務しないことが相当であるとして認められた期間並びに1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までを除く。以下同じ。）において一時預かりを実施すること。</p> <p>(4) 園則に定める開園日における一時預かりの実施時間と教育課程に係る教育時間の合計が概ね11時間以上であること。</p> <p>(5) 園則に定める長期休業日及び土曜日（一時預かりの利用希望者がいる場合に限る。）における一時預かりの実施時間が概ね11時間以上であること。</p>
7 職員 研修費 及び運 営管理 費	市内に設置 された私立 幼稚園等	職員の資質の向上を図るために私立幼稚園等の設置者が実施する職員の研修及び運営管理に要する経費	1施設当たり年額300,000円とする。ただし、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援に係る研修を実施していない場合は1施設当たり80,000円とする。
8 施設 等利用 給付事 務促進 事業費	幼稚園（年 間延べ利用 児童数が3 00人以上 のものに限 るものと	子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により本市が施設等利用費を特定子ども・子育て支援提供者に対し支払うための事務に要する経費	84円に各月の初日に在籍し、かつ、市内に居住する児童の数を乗じて得た額とする。

し、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である幼稚園を除く。)